

公園児童遊園等維持修繕工事における未精算金の発生について

1 発生の概要

- ・令和4年度および令和5年度上半期における一部の維持補修工事（単価契約工事）において、工事施工が先行して行われ、依頼決定などの書類や受発注者間でのやり取りが遅滞したことで、支出事務が遅滞した。
- ・工事施工の指示については、施工業者へ文書伝達することを内規としていたが、一部規定通りの手順が取られていなかったこと、台帳管理がなされていなかったことにより、未精算工事の発覚が大きく遅滞した。

2 施工済み未精算工事の個所数と金額

令和4年度	56件	¥34,777,204	(関係事業者5社)
令和5年度	38件	¥20,523,793	(関係事業者6社)

3 未精算額処理の方法

事業者からの請求に基づき、年内に支払いを完了するべく調整を行っている。

4 発生の原因

- ① 公園維持補修工事の案件について、工事発注から支払いまでの進捗が管理されていなかった。
- ② 工事施工後、担当者と施工業者間において、手続きに必要な書類のやりとりが工事施工から大きく遅滞したことにより依頼決定の手続きに入れなかった。
- ③ 年度内における未精算案件について、年度内処理の必要性や問題認識が希薄であり、上司への報告がなされていなかった。

5 再発防止策

- ① 手続きの進捗が管理できる台帳を整備し、各案件の諸手続きはその台帳に進捗を記載することを徹底する。
- ② 業者との協議進捗を担当職員だけでなく係長をはじめ他職員もダブルチェックにより手続きの遅れがわかる管理体制とする。
- ③ 会計年度独立の原則ならびに上司への報告・連絡・相談の必要性と重要性について、改めて課内全員に対し周知徹底する。
- ④ 内部検証PTの立ち上げ。